

議案第95号

阿見町職員の再任用に関する条例の廃止について

阿見町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

阿見町職員の再任用に関する条例(平成13年阿見町条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町職員の再任用に関する条例の廃止についての概要

第 1 改正の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

第 2 改正の主な内容

地方公務員法等の一部改正に伴い、定年の段階的な引上げ期間中、定年退職した職員について 65 歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の運用を行うことから、現行の条例を廃止するもの。

第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日